

令和 8 年 9 月 6 日 執 行
奥 出 雲 町 長 選 挙

公 費 負 担 制 度 の 手 引

（選挙運動用自動車、ポスター及びビラ）

奥出雲町選挙管理委員会

【はじめに】

この手引きは、奥出雲町長選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成に係る経費について公費負担を受ける場合の手続を記載したものです。

なお、この手引における法令等については、次のように略称を使用しておりますので、ご注意ください。

条例：奥出雲町の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

町長選挙：奥出雲町長選挙

町選管：選挙管理委員会

【目 次】

第 1 公費負担制度とは	1
第 2 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担	5
第 3 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担	10
第 4 選挙運動用ビラの作成に係る公費負担	12
第 5 公費負担制度 Q & A	14

◎別 紙

- ・選挙運動用自動車運行請負契約書（参考様式 1）
- ・選挙運動用自動車賃貸借契約書（参考様式 2）
- ・選挙運動用自動車燃料売買契約書（参考様式 3）
- ・選挙運動用自動車運転手雇用契約書（参考様式 4）
- ・選挙運動用ポスター作成請負契約書（参考様式 5）
- ・選挙運動用ビラ作成請負契約書（参考様式 6）

第1 公費負担制度とは

この制度は、候補者の選挙運動に必要な経費の負担を軽減し、立候補の機会均等を図ることを目的に設けられたもので、候補者と契約業者等との間で交わされた有償契約について、供託物が没収されない候補者に限り、町が契約業者等に条例で定められた限度額の範囲内の額を直接支払う制度です。

1 公費負担の種類

公費負担制度は、条例及び公職選挙法の規定により限度額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは次の3つです。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ポスターの作成
- (3) 選挙運動用ビラの作成

2 対象となる候補者

この制度の対象となる候補者は、得票数が一定の数（以下「供託物没収点」という。）以上の得票を得た候補者に限られます。供託物を没収される候補者については、全て自己負担となります。

供託物の没収は、次の計算式により算出します。このほか候補者が当該候補者たることを辞した場合等も没収されます。

$$\text{供託物没収点} = \text{有効投票数} \times 1 / 10$$

3 有償契約の締結

公費負担を受けようとする候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結し、町選管に届け出なければなりません。

なお、無償の場合は、公費負担の対象となりません。

4 公費負担額の範囲

公費負担の対象となる選挙運用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成には、それぞれ限度額が定められています。この限度額を超える額は、公費負担の対象となりません。

例えば、選挙運動用ポスターを、ポスター掲示場に掲示するための予備として公費負担限度枚数より多く作成した場合は、その予備の作成に要した費用は公費負担の対象とはなりません。

なお、契約した額が公費負担の限度額を下回る場合は、その契約した額が公費負担となります。

5 公費負担の種類ごとの限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

公費負担の対象			公費負担の限度額	備考
1	一般乗用旅客自動車運送業者との契約（注1） （ハイヤー、タクシーの借上げ）	選挙運動自動車として使用された各日の料金の合計額 （1日につき1台に限る。）	1日 64,500 円 5日間 322,500 円	1の契約と2の契約いずれか選択
2 個別契約	① 自動車の借入れ契約 （レンタル、個人、会社等からの借上げ）	選挙運動自動車として使用された各日の料金の合計額 （1日につき1台に限る。）	1日 16,100 円 5日間 80,500 円	
	② 燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（1日につき1台に限る。）	1日 7,700 円 5日間 38,500 円	
	③ 運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額 （1日につき1人に限る。）	1日 12,500 円 5日間 62,500 円	

※各日について、一般乗用旅客自動車運送業者との契約又は個別契約のいずれかを選択します。

※上記の対象となる自動車は、選挙運動自動車（告示日に選管から交付する自動車表示板を取り付けたもの）1台に限られます。また、燃料の供給に限っては、本人又は親族の所有する自動車を選挙運動用自動車として使用した場合でも対象となります。

注1 一般乗用旅客自動車運送業者との契約（以下「一般運送契約」という。）とは、自動車の借入れ、燃料の供給及び運転手の雇用について一括して契約することです。

(2) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
（作成単価と①の少ない方の額） × （作成枚数と②の少ない方の枚数）	$\text{単価} = \frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times 130 \text{ 枚} + 316,250 \text{ 円}}{130 \text{ 箇所（ポスター掲示場数）}}$	130 枚・・・② （ポスター掲示場数＝130 箇所）
	単価 3,020 円・・・① 限度額：3,020 円×130 箇所＝ 392,600 円	

※作成単価、作成枚数のそれぞれに公費負担の上限が設けられています。

【例1】選挙運動用ポスター200枚の作成を70万円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、700,000円÷200枚＝3,500円になります。

この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、

3,020円×130枚＝392,600円が公費負担の対象となります。

対象となる額を超える70枚307,400円は、候補者の負担となります。

【例2】選挙運動用ポスター150枚の作成を30万円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、300,000円÷150枚＝2,000円になります。

この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、

2,000円×130枚＝260,000円が公費負担の対象となります。

上限枚数を超える20枚分40,000円は、候補者の負担となります。

(3) 選挙運動用ビラの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) $\times$ (作成枚数と②の少ない方の枚数)	単価 8 円 38 銭・・・① 限度額: 8.38 円 $\times$ 5,000 枚 = 41,900 円	町長選挙 5,000 枚・・・②

※作成単価、作成枚数のそれぞれに公費負担の上限が設けられています。

【例 1】選挙運動用ビラ 5,000 枚の作成を 45,000 円で契約した場合

1 枚当たりの作成単価は、45,000 円 $\div$ 5,000 枚 = 9 円になります。この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、8 円 38 銭 $\times$ 5,000 枚 = 41,900 円が公費負担の対象となります。この対象の額を超える 3,100 円は、候補者の負担となります。

【例 2】選挙運動用ビラ 5,500 枚の作成を 38,500 円で契約した場合

1 枚当たりの作成単価は、38,500 円 $\div$ 5,500 枚 = 7 円になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、7 円 $\times$ 5,000 枚 = 35,000 円が公費負担の対象となります。残りの 500 枚分 3,500 円は、候補者の負担となります。

6 公費負担の手続

公費負担が適用される場合は、それぞれの契約業者等からの請求に基づき、候補者が支払う金額のうち限度額の範囲内で町から契約業者等に直接支払うこととなります。この経費の支払いには、一定の書類による手続が必要となります。

なお、手続は概ね次の日程で行ってください。届出等に係る書類には、契約書に記された住所、氏名等を記載してください。

種別		提出期日等	提出先
1 各種契約 届出書	立候補の届出前に契約	立候補の届出後直ちに	候補者⇒町選管
	立候補の届出後の契約	契約締結後直ちに	
2 確認申請書 (燃料・ポスター・ビラ)		契約履行後	候補者⇒町選管
3 確認書 (燃料・ポスター・ビラ)		上記 2 の申請後	町選管⇒候補者
4 上記 3 により受領した確認書		町選管から交付後	候補者⇒業者等
5 各種使用 (作成) 証明書	使用証明書 (自動車・燃料・運転手)	契約履行後	候補者⇒業者等
	作成証明書 (ポスター・ビラ)		
6 請求書		選挙期日後 (概ね 1 ヶ月以内)	業者等⇒町選管

7 無投票となった場合の取扱い

- (1) 選挙運動用自動車の使用…一般運送契約及び個別契約による自動車の借入れ並びに運転手の雇用は、告示日1日分の金額が、燃料の供給は、告示日1日の使用分が公費負担の対象となります。
- (2) 選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラ作成…投票の有無に関わらず、作成費が公費負担の対象となります。ただし、(1)及び(2)ともに告示日までに契約が締結されたものに限り。

8 収支報告書と公費負担

公費負担の対象となった選挙運動用ポスターの作成費用及び選挙運動用ビラの作成費用については、選挙運動用収支報告書に計上する必要があります。ただし、選挙運動用自動車に係る費用（一般運送契約、個別契約（自動車の借入れ代・燃料代・運転手の報酬））は、選挙運動費用とみなされませんので、選挙運動費用収支報告書への計上は必要ありません。（公職選挙法 197 条第 3 項）

第2 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担

契約の形態は、一般運送契約（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用を一括契約）と個別契約（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について個別に契約）の2通りあります。

同じ日に両方の契約をする場合は、候補者が指定するいずれか一方の契約が公費負担の対象となります。

選挙運動用自動車の使用に関する公費負担の概要及び手続きは次のとおりです。

※対象となる自動車は、選挙運動に使用する自動車（告示日に選管から交付する自動車表示板を取り付けたもの）1台に限られます。

1 一般運送契約

(1) 概要

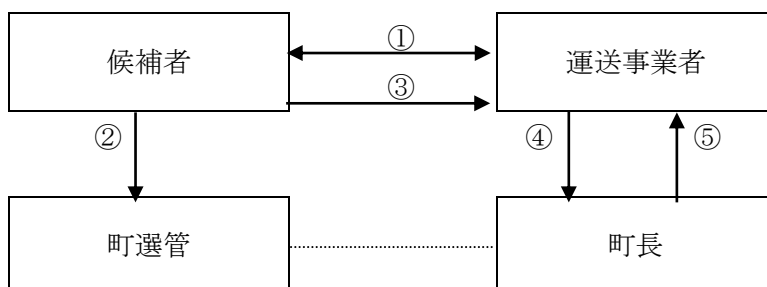
道路運送法（昭和26年法律第182号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（一般にタクシー会社と呼ばれているもの。以下「運送事業者」という。）と自動車の借入れ、燃料の供給及び運転手の雇用について一括して有償契約を締結する方法です。

選挙運動用自動車（営業ナンバーに限る。）を使用するときは、1日につき1台に限り64,500円の範囲内で公費負担となります。【5日分：322,500円】

(2) 手続について

- ① 候補者と運送業者が有償契約を締結します。
 - ・ 契約書は、選挙運動用自動車運行請負契約書（参考様式1）を参考に作成してください。
- ② 候補者は、契約を締結したときは、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合は、立候補の届出後直ちに）選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式第1号）に①の選挙運動用自動車運行請負契約書の写しを添えて町選管に届け出てください。
- ③ 候補者は、選挙運動用自動車を使用したときは、使用の実績に基づき選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第10号）を運送事業者に提出してください。
- ④ 運送事業者は、選挙の期日後に町長あてに所定の経費を請求してください。請求の際は、請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第15号）に請求内訳書その1と候補者から提出された③の選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第10号）を添付してください。
- ⑤ 町長は、請求書の内容を確認後、運送事業者に経費を支払います。

【一般運送契約：公費負担の流れ】



	事項	提出先等	必要書類
①	有償契約の締結	候補者と運送事業者	自動車の運行請負契約書を作成 <u>選挙運動用自動車運行請負契約書（参考様式１）</u> を参考に作成
②	①の契約を締結したことの届出	候補者⇒町選管	・選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式第１号） ・選挙運動用自動車運行請負契約書（写し）
③	使用証明書の交付	候補者⇒運送事業者	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第１０号）
④	公費負担となる経費の請求	運送事業者⇒町長	・請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第１５号） ・請求内訳書その１ ・選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第１０号）
⑤	経費の支払い	町長⇒運送事業者	

注１ 供託物が没収される候補者のものについては、業者は④の請求をすることができません。

２ 町長に対する④の請求は、町選管で受け付けます。

２ 個別契約

(１) 概要

選挙運動用自動車を借入れ、燃料の供給及び運転手の雇用について個別に契約する方法です。

それぞれ次の額の範囲内で公費負担となります。なお、候補者と生計を一にする親族（当該契約に係る業務を業として行う者を除く。）と契約する場合は、公費負担となりません。 ※親族とは６親等内の血族・配偶者・３親等内の姻族（民法第７２５条）

① 選挙運動用自動車の借入

借入業者等と有償契約を締結し、選挙運動用自動車を借り入れるときは、１日につき１台に限り１６，１００円の範囲内で自動車借入代が公費負担となります。

【５日分：８０，５００円】

② 選挙運動用自動車の燃料の供給

燃料供給業者と有償契約を締結し、選挙運動用自動車の燃料の供給を受けるときは、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日までの日数に７，７００円を乗じて得た額【５日分：３８，５００円】の範囲内で燃料代が公費負担となります。

なお、燃料の供給に限っては、本人又は親族の所有する自動車を選挙運動用自動

車として使用した場合でも対象となります。

③ 選挙運動用自動車の運転手の雇用

運転手と有償契約を締結し、選挙運動用自動車の運転手を雇用するときは、1日につき1人に限り12,500円の範囲内で運転手の報酬が公費負担となります。

【5日62,500円】

なお、1日に2人以上の運転手を雇用するときは、候補者はいずれか1人を指定してください。

(2) 手続について

●選挙運動用自動車の借入れ及び運転手の雇用

① 候補者は、自動車の借入先、雇用する運転手と有償契約を締結します。

・自動車の借入れに係る契約書は、選挙運動用自動車賃貸借契約書（参考様式2）を参考に作成してください。

・運転手の雇用に係る契約書は、選挙運動用自動車運転手雇用契約書（参考様式4）を参考に作成してください。

② 候補者は、有償契約を締結したときは、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合は、立候補の届出後直ちに）選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式第1号）に①のそれぞれの契約書の写しを添えて町選管に届け出てください。

③ 候補者は、選挙運動用自動車を使用したとき、又は運転手を雇用したときは、実績に基づき次の書類を借入業者等又は運転手に提出してください。

・自動車の借入れの場合 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第10号）

・運転手の雇用の場合 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（様式第12号）

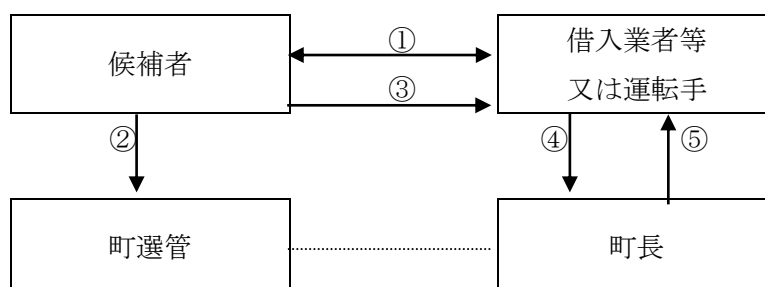
④ 各契約事業者等は、選挙期日後に町長あてに所定の経費を請求してください。請求の際は、請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第15号）に次の書類を添付してください。

・自動車の借入れの場合 請求内訳書その2(1)自動車の借入れと候補者から提出された③の選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第10号）

・運転手の雇用の場合 請求内訳書その2(3)運転手の雇用と候補者から提出された③の選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（様式第12号）

⑤ 町長は、請求書の内容を確認後、各契約事業者等に経費を支払います。

【個別契約：自動車借入れ及び運転手報酬の公費負担の流れ】



	事項	提出先等	
①	有償契約の締結	候補者と借入業者等又は運転手	※自動車の賃貸借契約書を作成 <u>選挙運動用自動車賃貸借契約書（参考様式 2）</u> を参考に作成 ※運転手の雇用契約書を作成 <u>選挙運動用自動車運転手雇用契約書（参考様式 4）</u> を参考に作成
②	①の契約をしたことの届出	候補者⇒町選管	・選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式第 1 号） ・①の契約書（写し）
③	使用証明書の提出	候補者⇒借入業者等又は運転手	※自動車の借入の場合 ・選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第 1 0 号） ※運転手の雇用の場合 ・選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（様式第 1 2 号）
④	公費負担となる経費の請求	借入業者等又は運転手⇒町長へ	※自動車の借入の場合 ・請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第 1 5 号） ・請求内訳書その 2 (1) 自動車の借入れ ・選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第 1 0 号） ※運転手の雇用の場合 ・請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第 1 5 号） ・請求内訳書その 2 (3) 運転手の雇用 ・選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（様式第 1 2 号）
⑤	経費の支払い	町長⇒借入業者等又は運転手	

注 1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は④の請求をすることができません。

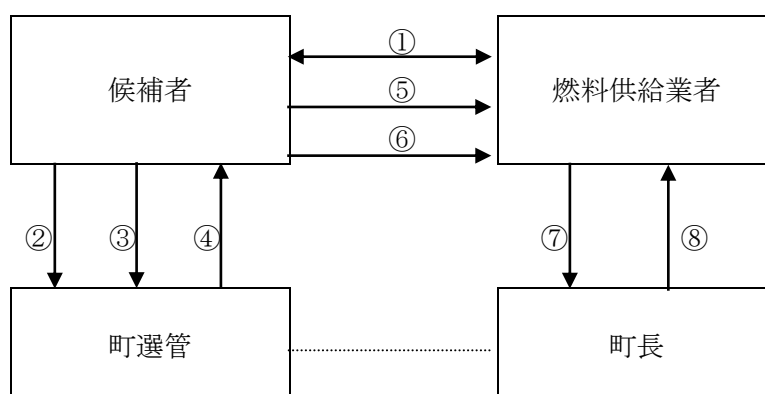
2 町長に対する④の請求については、町選管で受け付けます。

●選挙運動用自動車の燃料供給

- ① 候補者は、燃料供給業者と有償契約を締結します。
 - ・契約書は、選挙運動用自動車燃料売買契約書（参考様式 3）を参考に作成してください。
- ② 候補者は、有償契約を締結したときは、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合は、立候補の届出後直ちに）選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式第 1 号）に①の選挙運動用自動車燃料売買契約書の写しを添えて町選管に届け出てください。
- ③ 候補者は、公営の適用を受けようとする燃料代について、公費負担の範囲内であることの確認を受けるため、燃料の供給実績に基づき、燃料供給業者ごとに選挙運動用自動車燃料代確認申請書（様式第 4 号）を作成して町選管に提出してください。

なお、燃料の供給を受けたときは、燃料供給業者から日付、自動車ナンバー、燃料の供給量、金額等を記載した給油伝票等の写しを必ず受領し保管してください。
- ④ 町選管は、③の申請内容を確認し、候補者に自動車燃料代確認書を交付します。
- ⑤ 候補者は、町選管から④の自動車燃料代確認書の交付を受けたときは、直ちにこれを燃料供給業者に提出してください。
- ⑥ 候補者は、燃料の供給実績に基づき、選挙運動用自動車使用証明書（様式第 1 1 号）を燃料供給業者ごとに作成し、③の給油伝票等の写しを添えて当該業者に提出してください。
- ⑦ 燃料供給業者は、選挙期日後に町長あてに所定の経費を請求してください。請求の際は、請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第 1 5 号）に請求内訳書その 2(2)燃料代と候補者から提出された⑥の選挙運動用自動車使用証明書（様式第 1 1 号）、⑤の選挙運動用自動車燃料代確認書及び③の給油伝票等の写しを添付してください。
- ⑧ 町長は、請求書の内容を確認後、燃料供給業者に経費を支払います。

【個別契約：燃料の供給の公費負担の流れ】



	事項	提出先等	必要書類
①	有償契約の締結	候補者と燃料供給業者	選挙運動用自動車燃料売買契約書の作成 ※ <u>選挙運動用自動車燃料売買契約書（参考様式3）</u> を参考に作成
②	①の契約をしたことの届出	候補者⇒町選管	・選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式第1号） ・選挙運動用自動車燃料売買契約書（写し）
③	燃料代の確認申請	候補者⇒町選管	選挙運動用自動車燃料代確認申請書（様式第4号）
④	確認書の交付	町選管⇒候補者	選挙運動用自動車燃料代確認書
⑤	確認書の提出	候補者⇒燃料供給業者	選挙運動用自動車燃料代確認書
⑥	使用証明書の提出	候補者⇒燃料供給業者	・選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（様式第11号） ・給油伝票等の写し
⑦	公営となる経費の請求	燃料供給業者⇒町長	・請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第15号） ・請求内訳書その2(2)燃料代 ・選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（様式第11号） ・自動車燃料代確認書 ・給油伝票等の写し
⑧	経費の支払い	町長⇒燃料供給業者	

注1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は⑦の請求をすることができません。

2 町長に対する⑦の請求については、町選管で受け付けます。

第3 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担

選挙運動用ポスターの作成に関する公費負担の概要及び手続きは次のとおりとなります。

(1) 概要

ポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）と有償契約を締結し、ポスターを作成する際の公費負担額は、次のとおりとなります。

ポスター1枚当たりの作成単価×作成枚数＝公費負担額

なお、作成単価、作成枚数についてそれぞれ上限が設けられています。

① 作成単価の上限

586円88銭にポスター掲示場数を乗じて得た金額に**316,250円**を加えた金額をポスター掲示場数で除して得た金額
これを計算式に表すと次のようになります。

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 586 \text{ 円} 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場の数 (130 枚)}}{\text{ポスター掲示場の数 (130 枚)}} = \underline{3,020 \text{ 円}} \quad (\text{作成単価の上限額})$$

※ 作成単価の限度に1円未満の端数があるときは切上げ

② 作成枚数の上限

ポスター掲示場の数 **130枚**

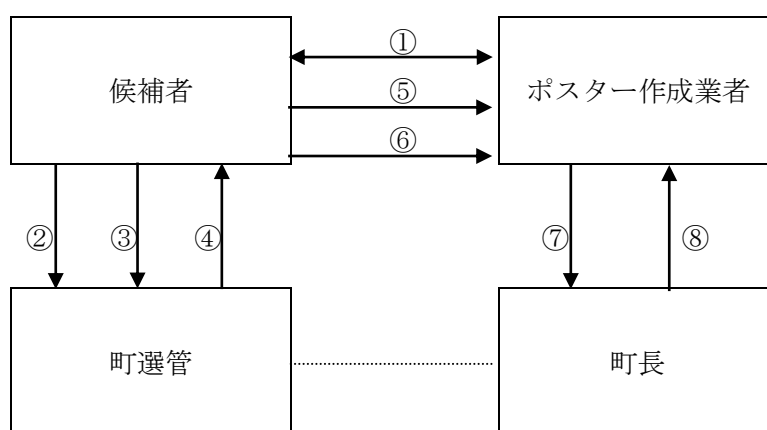
上記①、②それぞれが上限となります。作成単価、作成枚数がいずれも①、②と同じかそれより多い場合の公費負担の限度額は**3,020円×130枚＝392,600円**となります。

(2) 手続きについて

- ① 候補者は、ポスター作成業者と有償契約を締結します。
・契約書は、選挙運動用ポスター作成請負契約書（参考様式5）を参考に作成してください。
- ② 候補者は、有償契約を締結したときは、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合は、立候補の届出後直ちに）選挙運動用ポスター作成契約届出書（様式第3号）に①の選挙運動用ポスター作成請負契約書の写しを添えて町選管に届け出てください。
- ③ 候補者は、公費負担の適用を受けようとするポスターの作成について、公費負担の対象となる枚数の範囲内であることの確認を受けるため、実績に基づき、ポスター作成業者ごとに選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（様式第6号）を作成して町選管に提出してください。
- ④ 町選管は、申請内容を確認し、候補者に選挙運動用ポスター作成枚数確認書を交付します。
- ⑤ 候補者は、町選管から④の選挙運動用ポスター作成枚数確認書の交付を受けたときは、直ちにこれをポスター作成業者に提出してください。

- ⑥ 候補者は、ポスターを作成したときは、実績に基づき、選挙運動用ポスター作成証明書（様式第 1 4 号）を作成し、ポスター作成業者に提出してください。
- ⑦ ポスター作成業者は、選挙の期日後に町長あてに所定の経費を請求してください。請求の際は、請求書（ポスターの作成）（様式第 1 7 号）に請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成）と候補者から提出された⑥の選挙運動用ポスター作成証明書（様式第 1 4 号）、⑤の選挙運動用ポスター作成枚数確認書を添付してください。
- ⑧ 町長は、請求書の内容を確認後、ポスター作成業者に経費を支払います。

【選挙運動用ポスターの公費負担の流れ】



順序	事項	提出先等	必要書類
①	有償契約の締結	候補者とポスター作成業者	選挙運動用ポスター作成請負契約書の作成 ※ <u>選挙運動用ポスター作成請負契約書（参考様式 5）</u> を参考に作成
②	①の契約をしたことの届出	候補者⇒町選管	・選挙運動用ポスター作成契約届出書（様式第 3 号） ・選挙運動用ポスター作成請負契約書（写し）
③	作成枚数の確認申請	候補者⇒町選管	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（様式第 6 号）
④	確認書の交付	町選管⇒候補者	選挙運動用ポスター作成枚数確認書
⑤	確認書の提出	候補者⇒ポスター作成業者	選挙運動用ポスター作成枚数確認書
⑥	作成証明書の提出	候補者⇒ポスター作成業者	選挙運動用ポスター作成証明書（様式第 1 4 号）
⑦	公営となる経費の請求	ポスター作成業者⇒町長	・請求書（選挙運動用ポスターの作成）（様式第 1 7 号） ・請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成） ・選挙運動用ポスター作成証明書（様式第 1 4 号） ・選挙運動用ポスター作成枚数確認書
⑧	経費の支払い	町長⇒ポスター作成業者	

注 1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は⑦の請求をすることができません。

2 町長に対する⑦の請求については、町選管で受け付けます。

第4 選挙運動用ビラの作成に係る公費負担

選挙運動用ビラの作成に関する公費負担の概要及び手続きは次のとおりとなります。

(1) 概要

ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）と有償契約を締結し、ビラを作成する際の公費負担額は、次のとおりとなります。

ビラ1枚当たりの作成単価×作成枚数＝公費負担額

なお、作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の上限が設けられています。

① 作成単価の上限

1枚あたり 8円38銭

② 作成枚数の上限

町長選挙 町選管に届け出た2種類以内のビラ 合計5,000枚まで

上記①、②それぞれが上限となります。作成単価、作成枚数がいずれも①、②と同じかそれより多い場合の公費負担の限度額は、次のとおりとなります。

町長選挙 **8.38円×5,000枚＝41,900円**

(2) 手続きについて

① 候補者は、ビラ作成業者と有償契約を締結します。

- ・契約書は、選挙運動用ビラ作成請負契約書（参考様式6）を参考に作成してください。

② 候補者は、有償契約を締結したときは、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合は、立候補の届出後直ちに）選挙運動用ビラ作成契約届出書（様式第2号）に①の選挙運動用ビラ作成請負契約書の写しを添えて町選管に届け出てください。

③ 候補者は、公費負担の適用を受けようとするビラの作成について、公費負担の対象となる枚数の範囲内であることの確認を受けるため、実績に基づき、ビラ作成業者ごとに選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（様式第5号）を作成し、町選管に提出してください。

④ 町選管は、申請内容を確認し、候補者に選挙運動用ビラ作成枚数確認書を交付します。

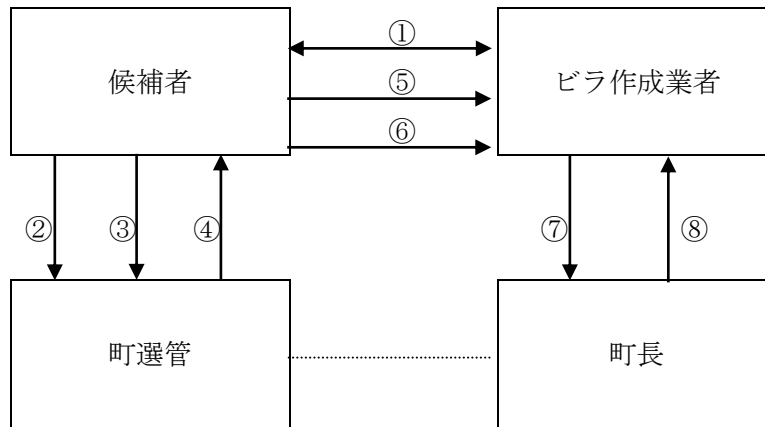
⑤ 候補者は、町選管から④の選挙運動用ビラ作成枚数確認書の交付を受けたときは、直ちにこれをビラ作成業者に提出してください。

⑥ 候補者は、ビラを作成したときは、実績に基づき、選挙運動用ビラ作成証明書（様式第13号）を作成し、ビラ作成業者に提出してください。

⑦ ビラ作成業者は、選挙の期日後に町長あてに所定の経費を請求してください。請求の際は、請求書（選挙運動用ビラの作成）（様式第16号）に請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）と候補者から提出された⑥の選挙運動用ビラ作成証明書（様式第13号）、⑤の選挙運動用ビラ作成枚数確認書を添付してください。

⑧ 町長は、請求書の内容を確認後、ポスター作成業者に経費を支払います。

【選挙運動用ビラの公費負担の流れ】



	事項	提出先等	必要書類
①	有償契約の締結	候補者とビラ作成業者	選挙運動用ビラ作成請負契約書の作成 ※ <u>選挙運動用ビラ作成請負契約書（参考様式6）</u> を参考に作成
②	①の契約をしたことの届出	候補者⇒町選管	・ 選挙運動用ビラ作成契約届出書（様式第2号） ・ 選挙運動用ビラ作成請負契約書（写し）
③	作成枚数の確認申請	候補者⇒町選管	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（様式第5号）
④	確認書の交付	町選管⇒候補者	選挙運動用ビラ作成枚数確認書
⑤	確認書の提出	候補者⇒ビラ作成業者	選挙運動用ビラ作成枚数確認書
⑥	作成証明書の提出	候補者⇒ビラ作成業者	選挙運動用ビラ作成証明書（様式第13号）
⑦	公営となる経費の請求	ビラ作成業者⇒町長	・ 請求書（選挙運動用ビラ作成）（様式第16号） ・ 請求内訳書（選挙運動用ビラの作成） ・ 選挙運動用ビラ作成証明書（様式第13号） ・ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書
⑧	経費の支払い	町長⇒ビラ作成業者	

注1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は⑦の請求をすることができません。

2 町長に対する⑦の請求については、町選管で受け付けます。

第5 公費負担制度Q & A

(1) 共通

Q 1 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度なのか。

公費負担制度は、条例及び公職選挙法で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではない。

実際に要した費用が上限額を超えている場合は、上限額を公費負担するが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担することとなる。

Q 2 公費負担制度を利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがあるか。

納品書、明細を記載した見積書などは、保管しておいていただくことで、公費負担の請求時などの際に手続がスムーズとなる。また、選挙運動用自動車の燃料代の請求時には、車番等が記載された給油伝票等（写し）の添付が必要です。Q 1 4 詳細

Q 3 契約の締結にあたって、「条例で決まっている上限額」で契約しようと思いますが、問題があるか。

条例は、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

(2) 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

Q 4 公費負担の対象となるのはどのような自動車なのか。

主として選挙運動のために使用される自動車であり、候補者1人につき1台となる。

Q 5 レンタカー業者から選挙運動用自動車として様々な装備品等のオプション等を付けたレンタカー（任意加入の免責補償料、ルーフキャリアなど）を借りようと思っている。この場合、オプション等の付帯料金は、公費負担の対象となるのか。

公費負担の対象は、車両本体であるため、レンタカー業者から借入れする場合、業者が届け出ている「基本料金」部分が対象となる。

なお、一般にレンタカー業者の「基本料金」には、車両本体と保険補償（対人、対物等の保険）の料金が含まれているため、それ以外の任意に加入する補償等は、公費負担の対象とならない。

Q 6 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めて、借入代金として契約したいと思うが、この場合、全て公費負担の対象となるのか。

車両本体のみが公費負担対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象とならない。

車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要がある。契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳明細書が必要となる。

Q 7 選挙運動期間前から借入れしたのだが、その期間も含めた借入代金を公費負担請求することができるか。

公費負担対象の期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間である。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できない。

Q 8 自分の親族の自動車を使用して選挙運動をしたが、公費負担の対象となるか。契約は締結している。

生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象とならない。ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は、公費負担の対象となる。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者、3親等内の姻族をいう。

Q 9 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいか。

選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q 10 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額はいくらか。

自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約に当たっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額（16,100円を超える場合は16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q 1 1 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りる事はできるか。

公費負担の制度上、自動車借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されません。

ア…候補者と生計を一する親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ

イ…一般運送契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）しがって自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q 1 2 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約すればよいか。

契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について、説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

(3) 選挙運動用自動車の使用（燃料の供給）

Q 1 3 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となるのか。

選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台（選管から交付する自動車表示板を取り付けたもの）に給油した燃料代が公費負担の対象となる。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と上限額（7,700円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額）を比較していずれか低い方の金額となる。

Q 1 4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行うことになるが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいか。

公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が必要ですので、必ず、選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておく必要がある。

なお、給油伝票には①給油日、②給油量、③車番（4桁部分）、④給油金額が記載されていることが必要である。

Q 1 5 2社以上のガソリンスタンドで選挙運動用自動車に給油したが、公費負担申請は2社分ともできるか。

公費負担できる上限の範囲内で申請が可能である。（2社あわせた金額と上限額を比較して少ない方になる。）

ただし、燃料の供給について、契約が書面で締結されていることが必要である。

(4) 選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

Q 1 6 選挙運動用自動車の運転手に対する報酬は、すべて公費負担の対象となるのか。

選挙運動期間中、選挙運動用自動車の運転手を雇用する費用（報酬）であり、候補者 1 人につき 1 日 1 人に限り公費負担の対象となる。（1 日あたりの上限額 12,500 円）
なお、候補者は、運転手個人と契約する必要がある。また、運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となる。

Q 1 7 同一日に 2 人が運転した場合、公費負担及び報酬はどのようなになるのか。

公費負担の対象は 1 人であるため、2 人目については、公費負担の対象とはならない。

Q 1 8 選挙運動用自動車の運転手雇用について、法人と運転手派遣契約を締結したが、この場合、公費負担の対象となるのか。

運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となる。法人との運転手派遣契約を締結する場合は、公費負担の対象とはならない。

Q 1 9 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象となるのか。

候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合は、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象とならない。

※親族とは、6 親等内の血族・配偶者、3 親等内の姻族をいう。

Q 2 0 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手に雇用費用は全額公費負担の対象になるか。

運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象になります。

契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Q 2 1 選挙運動期間以外の期間を含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となるか。

選挙期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象となりません。

Q 2 2 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となるか。

公費負担の対象は、1 日当たり運転手一人です。同一日に複数の運転手が業務に就く場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

(5) 選挙運動用ポスターの作成

Q 2 3 選挙運動用ポスター作成費用は、全て公費負担の対象となるのか。

ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用は全て公費負担の対象となる。例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費等が考えられる。ただし、金額、作成枚数には上限がある。

Q 2 4 選挙運動用ポスターと選挙運動用ビラを一括発注したため、デザイン料、写真撮影費用について、区分することが困難である。この場合、デザイン料、写真撮影費用をどのように区分すればよいか。

このような場合、契約当事者間において、合理的に説明のできる方法で、経費を区分することが必要となる。

例えば、双方の作成枚数を用いて、費用を按分するなどの方法が考えられるが、このようなことを避けるためには、個々に契約する必要がある。

Q 2 5 公費負担の対象となるポスターの上限枚数や上限単価はあるのか。

上限枚数や単価については、当該選挙が行われる区域内のポスター掲示場数を用いて算出する。(P 1 1 参照)

Q 2 6 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターか。

公職選挙法第143条第1項第5号に規定による町が設置したポスター掲示場に掲示するポスターが公費負担の対象です。

Q 2 7 ポスター作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となるのか。

上記の場合、全額を公費負担できない場合がある。

「上限枚数」×「上限単価」で求められる金額が公費負担の上限額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」それぞれに上限が定められている。

公費負担額の計算は、上限枚数、上限単価を実際の作成枚数、作成単価とそれぞれ比較して低い方をかけあわせたものとなる。

【例】 ①上限枚数 130枚 ②上限単価 3,020円
 ③作成枚数 150枚 ④作成単価 2,000円

《正しい計算方法》

①、③の少ない方・・・130枚 (A) (上限枚数と作成枚数の少ない方)

②、④の少ない方・・・2,000円 (B) (上限単価と作成単価の低い方)

公費負担額 (A) × (B) = 130枚 × 2,000円 = 260,000円

《誤った計算方法》

「上限枚数」×「上限単価」で算出される額392,600円(130枚×3,020円)を限度額と誤解し、300,000円(150枚×2,000円)を公費負担額と誤って算出

Q 2 8 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となるか。

選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書の印刷費用は対象となりません。

(6) 選挙運動用ビラの作成

Q 2 9 公費負担の対象となるビラの上限枚数や上限単価はあるのか。

公費負担の対象となるビラの上限枚数は、公職選挙法で定められた頒布可能枚数と同じ。(P 1 3 参照)

Q 3 0 ビラの作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となるのか。

上記の場合、全額を公費負担できない場合がある。

「上限枚数」×「上限単価」で求められる金額が公費負担の上限額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」それぞれに上限が定められている。

公費負担額の計算は、上限枚数、上限単価を実際の作成枚数、作成単価とそれぞれ比較して低い方をかけあわせたものとなる。

【例】町長選挙の場合

- | | | | |
|-------|------------|-------|-----------|
| ①上限枚数 | 5, 0 0 0 枚 | ②上限単価 | 8 円 3 8 銭 |
| ③作成枚数 | 5, 5 0 0 枚 | ④作成単価 | 6 円 |

《正しい計算方法》

- ①、③の少ない方・・・5, 0 0 0 枚 (A) (上限枚数と作成枚数の少ない方)
②、④の少ない方・・・6 円 (B) (上限単価と作成単価の低い方)

公費負担額 (A) × (B) = 5, 0 0 0 枚 × 6 円 = 3 0, 0 0 0 円

《誤った計算方法》

「上限枚数」×「上限単価」で算出される額 4 1, 9 0 0 円 (5, 0 0 0 枚 × 8 円 3 8 銭) を上限額と誤解し、3 3, 0 0 0 円 (5, 5 0 0 枚 × 6 円) を公費負担額と誤って算出

Q 3 0 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいか。

例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外経費に区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

Q 3 1 選挙運動用ビラには規格など制約があるか。

- ・枚数・・・町長選挙 5, 0 0 0 枚以内
- ・種類・・・2 種類以内
- ・規格・・・長さ 2 9 . 7 cm×幅 2 1 cm（A 4 版以内）両面印刷が可能
- ・記載内容・・・特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。
- ・証紙の貼付・・・頒布するビラは、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q 3 2 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができるか。

次のとおり頒布することができます。

- ・新聞折込みによる頒布
- ・候補者の選挙事務所内における頒布
- ・個人演説会の会場内における頒布
- ・街頭演説の場所における頒布